



○農林中央金庫法施行規則(平成十三年 内閣府 農林水産省 令第十六号) 別紙様式第8号

改正案								現行							
日本															
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファ率(農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>															
(以下略)								(以下略)							

改正案					現行				
別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)				
(略)					(略)				
第1 事業概況書					第1 事業概況書				
年度 <span style="font-size: 2em;">[</span> 年 月 日から 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">]</span> 事業概況書					年度 <span style="font-size: 2em;">[</span> 年 月 日から 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">]</span> 事業概況書				
1～15 (略)					1～15 (略)				
16 単体自己資本比率の状況					16 単体自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法				
(略)					(略)				
〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕					〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕				
	当期末				前期末				
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	
アルゼンチン									
オーストラリア									
ベルギー									
ブラジル									
カナダ									
中国									
フランス									
ドイツ									
香港									
インド									
インドネシア									
イタリア									

(略)  
(新設)

○農林中央金庫法施行規則(平成十三年 内閣府 令第十六号) 別紙様式第9号  
農林水産省

改正案								現行							
日本															
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>															
(以下略)								(以下略)							



○農林中央金庫法施行規則(平成十三年 内閣府 農林水産省 令第十六号) 別紙様式第10号

改正案								現行							
日本															
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(農林中央金庫法第56条第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>															
(以下略)															